

「Truckers」出品者利用規約

第1条 適用

1. 本「Truckers」出品者利用規約（以下、「本出品者利用規約」という。）は、株式会社 Azoop（以下、「当社」という。）の提供する、本サービスを利用する出品者が「Truckers」利用者及び入札者利用規約（以下「本利用者利用規約」という。）に定める事項に加えて遵守すべき事項、当社と出品者との間の権利義務関係、並びに入札者及び落札者と出品者との間の権利義務関係を定めた規約である。
2. 本出品者利用規約は、出品者による本サービスの利用に際して適用される。なお、本出品者利用規約は、本利用者利用規約を補完するものであり、出品者には本利用者利用規約に加えて本出品者利用規約が適用される。本利用者利用規約と本出品者利用規約の定める内容に相違がある場合、出品者に対しては、本出品者利用規約の定めが優先して適用されるものとする。

第2条 定義

本出品者利用規約において使用する用語は、本出品者利用規約で別途定めるものを除き、本利用者利用規約に定める定義に従うものとする。

第3条 出品者登録について

次に掲げる要件を満たし、出品者登録が行われた出品者に限り、本サービスを利用して出品することができる。

- (1) 当社は、出品者登録の申請があった場合、当社の基準に従って、登録を希望する会員の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を当該会員に通知する。かかる通知により、会員の出品者登録が完了したものとする。
- (2) 出品者登録の申請は、会員登録完了後、会員ページより申請を行うものとし、当該申請においても本利用者利用規約の規定を準用するものとする。
- (3) 当社は、登録の可否を決する際には、当該登録を希望する会員に対し、当該会員に関する資料（運転免許証等の本人確認書類、登記簿謄本を含むがこれに限られない。）を求めることができるほか、当該会員に関する属性調査を実施する場合があるものとする。

第4条 出品について

出品者は対象商品を出品する場合には、本出品者利用規約（以下省略。）第5条に従って出品の手続きを行う時点から引渡しを完了するまでの期間において、次に掲げる条件を満た

さなければならぬ。

- (1) 対象商品が、出品者の所有権に属すること
- (2) 出品者が対象商品を占有し、落札後速やかに引き渡せる状態にあること
- (3) 対象商品が、盗難品又は遺失物その他犯罪等によって入手した物ではなく、第三者に対する担保権その他の設定がなく、またその他の制約が一切付されていない他、第三者から何らかの権利主張がなされる可能性がないこと
- (4) 出品者は、第三者を利用する方法を含め、自ら出品した対象商品の入札に参加しないことを誓約すること

第5条 対象商品情報の掲載及び掲載後の対象商品の取り扱いについて

1. 出品者は、出品を希望する場合には、本サービスサイト上の出品ページ（以下「出品ページ」という。）に、希望価格、即決価格、対象商品の仕様説明、画像及び動画等の情報（以下「対象商品情報」という。）を掲載し、落札商品引渡情報を出品前に登録する。対象商品情報は、出品者が当社に対して本サービスサイトにデータをアップロードする形式にて提供する。
2. 出品者は、出品後、出品した対象商品を落札者に引き渡すまで又は出品が何らかの理由により取り下げられるまでのいずれか早い時まで、対象商品が、出品ページに記載された対象商品情報と同一又はそれと少なくとも同等の品質を有する状態にあることを表明し保証するものとする。
3. 出品者は、出品期間中を除けば、会員ページより出品した対象商品情報を修正、削除することができる。ただし、出品期間中においてはこれを修正、削除することができず、出品の取り下げもすることができない。なお、出品者が対象商品情報を修正、削除しない場合であっても、当社が対象商品情報につき誤りや変更すべき点を発見した場合には、出品者に通知のうえ、これを修正、削除することができる。
4. 出品者は、本条第1項に基づく対象商品の出品時、当社に対して虚偽の情報を提供してはならず、また、当社から求められた場合においては、当社に対して対象商品の適格性を判断するのに必要な情報を提供しなければならない。
5. 本サービスサイトに掲載されている対象商品情報は、入札者が参考資料として利用することを目的としており、当社は、掲載された情報の真実性及び正確性等を一切保証せず、本サービスサイトに掲載されている対象商品の画像及び動画等の不明瞭等について、一切責任を負わない。
6. 出品者は、出品者が本条の義務を怠ったことにより入札者又は当社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償するものとする。

第6条 対象商品情報の変更及び会員登録の取消し等について

1. 対象商品及び出品者につき、次の各号に規定する事実が発覚した場合、出品者は、直ち

に当社に通知しなければならない。また、出品者から通知がない場合であっても、当社は事前に通知のうえ、当該情報を訂正・変更、当該情報の削除、当該情報を掲載した出品者の本サービスの利用の停止又は会員登録の取消し等の必要な措置を講じることができる。

- (1) 対象商品情報に本出品者利用規約、本利用者利用規約又は法令等に違反する内容が含まれている場合
 - (2) 前各号に定める場合の他、対象商品情報に重大な問題がある場合
 - (3) 出品者に対象商品の所有権がなく、対象商品を未だ入手できていない、又は出品者が対象商品購入時に負担した債務が残存する等、入札者が当該対象商品の所有権を取得できない、又は当該対象商品を引き渡すことができないおそれがある場合
 - (4) 出品者が監督官庁から、営業停止、営業取消等の命令又は行政処分や行政指導等を受けた場合
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、緊急を要する場合には、出品者に通知することなく、必要に応じて対象商品情報を変更又は削除することができる。

第7条 売買契約の成立等について

1. 出品者は、対象商品が落札された場合には、出品期間終了後、速やかに、当社に対し、当社が求める落札商品引渡情報を通知しなければならない。なお、落札商品の引渡場所は、原則として、出品ページの対象商品情報として記載した保管場所の範囲内とする。
2. 出品者は、本サービスへの出品期間中に同一車両を他社のサービスやその他の方法により売却してはならない。
3. 出品者は、出品期間終了日を含む 10 営業日以内（出品時に対象商品情報に提出可能期日を別途記載した場合には、当該期日まで）に、移転登録等の名義変更及び移転抹消等の各種手続きに必要な書類一式を当社を經由して落札者に提出する。
4. 移転登録等の名義変更及び移転抹消等の各種手続きに必要な書類一式とは、登録および申請可能な書類であり、且つ有効期間が対象商品の出品されるオークション期間の翌月末日以降であるものとする。
5. 出品者が、本条第 3 項に基づく提出を怠り、出品期間終了日を含む 10 営業日以内（出品時に対象商品情報に提出可能期日を別途記載した場合には、当該期日まで）に書類一式を提出しなかった場合（書類の一部が遅延した場合を含む。）には、原則として、落札者は任意に売買契約を解除ができるものとし、出品者は落札者に対して解約金として 150,000 円（法令上の制限が存在する場合には当該制限額を上限とする金額）を支払う義務を負うものとする。なお、架装物に必要な書類またはラジコン等付属品を遅延した場合も前項と同様とする。ただし、出品する対象商品において書類を紛失しており、

かつ、出品時にその旨記載していた場合には、この限りでない。

6. 落札商品にかかる自動車税の清算については、当社を連絡係として、売買契約の当事者である出品者及び落札者の責任でこれを行うものとする。出品者と入札者との間で別途合意した点検、修理及び部品購入等に係る費用の支払いは、納品完了後、本出品利用規約に反しない限りで行うものとする。

第8条 落札商品の引渡しについて

1. 落札商品の引渡しは、本利用者利用規約第 17 条及び第 18 条の各号を準用するものとする。
2. 出品者は、落札商品が落札者又は落札者が手配する引取業者に対して引き渡されるまでは、落札商品が無償で保管しなければならず、保管費用等を当社又は落札者に対して請求することはできない。
3. 出品者は、落札者又は落札者が手配する引取業者に対する落札商品の引渡しに最大限協力するものとする。
4. 対象商品についての落札後、出品者が落札商品の全部または一部の引渡しを遅滞した場合、出品者は、落札者に対し、年 6%の遅延損害金を支払う義務を負う。

第9条 出品者への料金支払いについて

当社は、出品者に対し、落札商品の納品完了後 7 営業日以内（弊社を通じて出品者と落札者との間で支払期限が別途定められた場合には、当該支払期限まで）に会員ページに登録されている振込口座に落札者支払い金額から落札者および出品者の取引手数料（当社に対する違約金等が発生した場合にはそれを含む。）を差し引いた額を支払う。なお、その際に生じた手数料等は出品者の負担とする。

第10条 解除

1. 出品者は、本利用者利用規約第 33 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、対象商品の売買契約の全部または一部を直ちに解除することができる。
2. 出品者は、前項の場合に加え、次の各号のいずれかに該当した場合、催告することなく、対象商品の売買契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 落札者が、本利用者利用規約第 17 条第 1 項に規定する支払期限までに、落札者支払い金額を当社指定口座に入金しないとき。
なお、上記遅延による解除が発生した場合、落札者は出品者に対し、本利用者利用規約第 17 条第 3 項に定める遅延損害金年 6%に加えて、解約金として 150,000 円（法令上の制限が存在する場合には当該制限額を上限とする金額）を支払う義務を負う。
 - (2) 出品者の責めに帰すべき事由によらずに、落札者支払い金額を引き出す

ことができないとき

3. 出品者は、落札者が同意した場合に限り、解約金として 150,000 円を支払って、出品者都合により売買契約を解除することができる。なお、取引手数料は、契約解除を認められた出品者の負担とする。但し、本条により解除することのできる期限は、対象商品の引渡し前までとする。

平成 30 年 4 月 18 日改定